

小児の外来診療で新設された加算について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いで6歳未満の乳幼児に対し、新たな加算(100点)が新設されました。

当院では、以下の院内感染防止対策を実施しており、対象となる6歳未満の乳幼児に対して当該加算を算定いたします。

当院の院内感染防止対策

- ・ 家庭内・保育所内等に感染徴候のある人との接触有無の確認
- ・ 病院スタッフは一人の患者ごとに手指消毒を実施
- ・ 手指の高頻度接触面と言われるドアノブ、手すり、椅子、スイッチ、タッチパネル等のアルコール消毒を実施
(特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に実施)